

6 これからの図書館を視野においた取組

(1) 指定管理者制度の導入

平成 21 年第 4 回市会定例会において山内図書館指定管理者の指定議案が可決され、平成 22 年 4 月から有隣堂グループによる山内図書館の管理運営を開始しました。

今後、山内図書館指定管理者に関する運営評価については、外部有識者で構成する評価委員会を発足し、第三者評価を行うこととなります。



山内図書館カウンター

(2) 図書館運営について

これからの図書館においては、子どもの読書活動支援、地域連携、市民の調査支援等の様々な分野で、司書職員が専門性を発揮し、質の高い図書館サービスを提供していくことが求められています。

中央図書館サービス課では、貸出返却窓口・配架・物流処理・書庫出納等の業務を、調査資料課では、書誌データ入力作業について、平成 22 年 4 月から業務委託を導入しました。

このことにより、これまで司書職員が担当していた業務の一部（特に専門的な知識や技術を必要としない業務）について効率化が図られ、資料案内、地域図書館の学校連携事業等の支援業務など、中央図書館の司書が、本来果たすべき専門的業務に専念できる体制が整いました。



中央図書館1階ヘルプデスク

(3) 協働の仕組みづくり

平成 19 年 8 月にまとめられた「横浜市立図書館のあり方懇談会報告書」により、市民力の活用や市民の意見が反映・実現される仕組みづくりが提言されています。



修理ボランティア講座の様子

これを受けて、平成 21 年度には一部の地域図書館で利用者会議等を実施しました。また、中央図書館サービス課、一部の地域図書館では、ボランティアの運営参加も実施しました。

平成 22 年度は、地域図書館における市民参加の仕組みづくりの全館展開を進めることにより、利用者会議や既存のボランティア組織を活かした緩やかな運営参加の組織づくりなど、協働の仕組みづくりを進めます。